

## 審 査 基 準

A - a - 25  
令和7年6月28日作成

法 令 名：風営適正化法
根 拠 条 項：第31条の23において準用する第9条第4項
処 分 の 概 要：許可証の書換え
原権者（委任先）：愛知県公安委員会
法 令 の 定 め： 法第31条の23において準用する第5条第1項（許可の申請）、第31条の23において準用する第9条第3項第1号（許可証の記載事項の変更の届出）、法第31条の23において準用する第9条第4項（許可証の書換え） 規則第1条（書換え申請書の提出）、第90条において準用する第17条（許可証の書換えの手続）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：14日
申 請 先：営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課窓口
問 合 せ 先：愛知県警察本部生活安全部保安課営業係 (電話052-951-1611 内線3184)
備 考： 「風営適正化法」及び「法」は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）を指す。 「規則」は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号）を指す。